者自身の資産とを分別管理していることを確認していること。

七　当該担保が供されている信用エクスポージャーの残存期間が、当該担保が供される期間を超えていないこと。

（置換えアプローチによる信用リスク削減効果の認識）

第百四十五条　信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法が適格担保の場合には、前款に規定する信用リスクの額の計算において、次の各号に定める置換えアプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一　信用エクスポージャーの額のうち、適格担保の時価（ただし、信用エクスポージャーの額を限度とする。）に対しては、当該信用エクスポージャーのリスク係数に代えて、当該担保の格付区分に基づくリスク係数を適用する。ただし、適格担保が第百十六条に規定する株式リスクの資産区分に含まれる資産の場合にあっては、第百十七条第一項に規定する下落率を適用するものとする。

二　前号において、適格担保が現金の場合は、適格担保の時価に対して適用するリスク係数を０％として、前号の計算を適用する。

三　前二号において、適格担保の通貨と信用エクスポージャーの通貨が異なる場合は、適格担保の時価に80％を乗じた上で、前二号の規定を適用する。

（担保付損害再保険契約におけるヘアカット・アプローチによる信用リスク削減効果の認識）

第百四十六条　適格担保（損害再保険契約）とは、損害再保険契約（再保険契約のうち、再保険に付された保険契約が損害保険契約等であるものをいう。以下この条において同じ。）に対して、基準日以降少なくとも一年間にわたり供される第百四十四条第一号から第六号までに掲げる要件の全てを満たす担保をいう。

２　前条の規定にかかわらず、第百二十九条第一項第六号に掲げる再保険に係る信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法が適格担保（損害再保険契約）の場合には、次の各号に定めるヘアカット・アプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一　前款第一目の規定にかかわらず、次の算式により得られる調整後再保険エクスポージャーの額を担保付損害再保険契約（適格担保（損害再保険契約）が供されている損害再保険契約をいう。以下この項において同じ。）の信用エクスポージャーの額として、当該信用エクスポージャーに係る信用リスクの額を計算する。

担保付損害再保険契約の調整後再保険エクスポージャーの額
＝担保付損害再保険契約の再保険回収額及び再保険貸の額
＋担保付損害再保険契約に係る所要資本の額
－適格担保（損害再保険契約）の時価

二　前号の担保付損害再保険契約に係る所要資本の額は、次のイからハまでに掲げる額に応じ、当該イからハまでに定める額を、第百五十五条に規定する統合方法を準用して統合した額をいう。この場合において、同条中「巨大災害リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額」と、「市場リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る市場リスクの額」と、「信用リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る信用リスクの額」と読み替えるものとする。

イ　担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額　第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の計算において認識した当該担保付損害再保険契約による所要資本の額の削減額（第百三十条第六項及び第七項の規定に従い、当該担保付損害再保険契約に対して計算した再保険による所要資本の額の削減額をいう。）

ロ　担保付損害再保険契約に係る信用リスクの額　当該適格担保（損害再保険契約）の時価に、第百二十九条に規定する当該適格担保（損害再保険契約）の分類に基づく前款第三目に規定するリスク係数を乗じた額

ハ　担保付損害再保険契約に係る市場リスクの額　次の⑴から⑹までに掲げる額の区分に応じ、当該⑴から⑹までに定めるところによる額を第百二十七条に規定する統合方法を準用して統合した額

⑴　担保付損害再保険契約に係る金利リスクの額　前節第二款において、第百三条の再計算の対象を当該担保付損害再保険契約に付された保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額及び当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の金利リスクの額

⑵　担保付損害再保険契約に係るスプレッドリスクの額　前節第三款において、第百十二条の再計算の対象を当該担保付損害再保険契約に付された保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額及び当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合のスプレッドリスクの額

⑶　担保付損害再保険契約に係る株式リスクの額　前節第四款において、第百十五条の再計算の対象を当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の株式リスクの額

⑷　担保付損害再保険契約に係る不動産リスクの額　前節第五款において、第百十九条の再計算の対象を当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の不動産リスクの額

⑸　担保付損害再保険契約に係る為替リスクの額　前節第六款において、第百二十一条の正味オープン・ポジションを当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合（同条第二号の規定は適用しないものとする。）の為替リスクの額（ただし、第百二十二条の正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額の計算において、基準通貨は当該担保付損害再保険契約に付された保険契約の基礎となる通貨とし、基準通貨と正味オープン・ポジションの通貨が一致する場合にあっては変動率を０％として計算するものとする。）